

精華町障害者活躍推進計画について

1. 策定趣旨

国及び地方公共団体の機関においては、障害者の法定雇用率達成に向けた取り組みを進めることが求められています。

あわせて、障害者が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進める等、雇用の質を確保するための取組を確実に推進することが必要であるとされています。

こうした状況を受けて、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（障害者雇用促進法）の一部が改正され、国が作成する「障害者活躍推進計画作成指針」に即して、令和2年4月1日から、国及び地方公共団体の機関において障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障害者活躍推進計画）を策定し・公表することとなりました。

2. 計画期間

この計画は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とする。

※なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

3. 周知・公表

策定又は改定を行った計画は職員に周知するとともに、町ホームページに掲載する。

また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況についても、毎年度、周知・公表する。

4. 計画内容

別添のとおり

精華町障害者活躍推進計画

機関名	精華町
任命権者	精華町長、議会の議長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、消防長、農業委員会、地方公営企業管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
精華町における障害者雇用に関する課題	本町においては、これまで障害者に限定した募集・採用は行っておらず、現状、法定雇用率の充足には至っていないが、雇用義務人数は確保できている状況にある。今後、法定雇用率が引き上げられることも想定した中で、障害者の採用に向けて取り組んでいく必要がある。
目標	
①採用に関する目標	<p>実雇用率（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 ※令和2年度の法定雇用率：2.5%</p> <p>参考 令和元年6月1日時点の本町の雇用率：2.33%</p> <p>（評価方法）毎年障害者任免状況通報書により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>障害のある職員の定着を促進し、離職者を出さない。</p> <p>※今後、障害のある職員の定着状況データ等を収集し把握予定</p>
③満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	<p>【ワーク・エンゲージメント】計画初年度の基準を上回る ※計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集する。</p> <p>【満足度の全体評価】計画初年度の基準を上回る ※計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集する。</p> <p>（評価方法）職場で実施するストレスチェックで同意された職員の結果等により、把握・進捗管理</p>

取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用推進者として総務部総務課長を選任する（令和元年12月5日に選任済）。 ・ 障害者職業生活相談員に選任された者について、労働局が主催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
②障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用又は異動その他定期的に面談を行い、業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。 ・ 職員が障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員への人事評価面談の機会等により、障害のある職員に対しては、必要な配慮などの有無を把握することとし、結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じる際には、本人からの要望を踏まえつつ、可能な範囲で適切に実施する。 ・ 募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ①特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ②「自力で通勤できる」、「介助なしで業務が遂行できる」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる」といった条件を付すこと。 ③特定の就労支援施設からの受け入れに限定すること。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 ・ 障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の直売会としてマルシェの開催といった販売の場の提供を実施する。